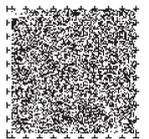
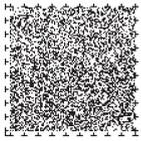


総論





1 策定の趣旨

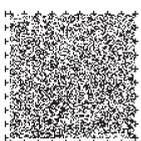
宮城県では平成17年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」に基づき、障害のある人が「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を目指して、様々な障害福祉施策を推進してきました。

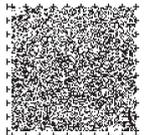
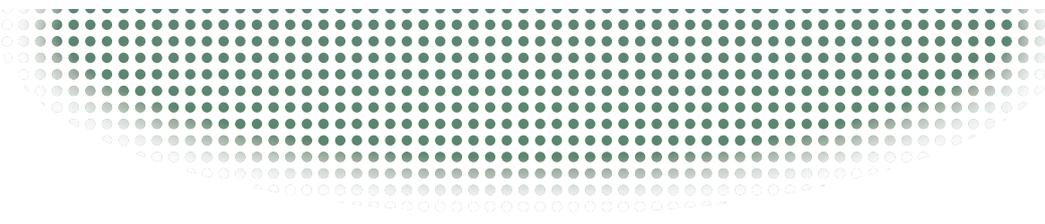
この間、障害福祉に関する新たな法律の制定など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しました。

平成17年4月	「発達障害者支援法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の定義を明確化 ・ 保健，医療，福祉，教育，雇用等の分野を超えて一体的な支援体制を整備
平成18年4月	「障害者自立支援法」施行（10月完全施行） <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別にかかわらず必要なサービスを利用できるよう，サービス利用の仕組みを一元化 ・ 市町村が一元的にサービスを提供 ・ 利用者負担の見直しや国や地方自治体の責任を明確化して財源を確保し，安定的な制度を構築
平成18年12月	「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進
平成19年4月	「学校教育法等の一部を改正する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校制度に転換
平成21年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における障害者雇用の一層の促進 ・ 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し
平成22年12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担能力に応じた負担が原則であることを明確化 ・ 発達障害者が障害者の範囲に含まれることを明示 等

また、国際動向では、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」（仮称。以下「障害者権利条約」という。）が平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。日本は、平成19年9月に条約に署名しましたが締結にはいたっていません。

このような障害福祉をめぐる様々な環境の変化に適切に対応しつつ、本県の障害福祉施策を総合的に推進するため、「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」（計画期間：平成17年度から平成22年度まで）を見直し、新しい計画を策定するものです。





障害者に係る制度の集中的な改革

政府は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置しました。さらに、同本部の下で、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議」が開催されることとなりました。

障がい者制度改革推進会議は、平成22年6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を取りまとめ、政府はそれを最大限に尊重し、平成22年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この中では、基礎的な課題における改革の方向性として「地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築」及び「障害のとらえ方と諸定義の明確化」が掲げられるとともに、横断的課題及び個別分野における改革の基本的方向と今後の進め方が示されました。

これに基づき、平成25年度末までに障害者に係る制度の集中的な改革が進むこととなります。

このように、今後、障害者に関する大きな制度改革が見込まれることから、必要に応じて「みやぎ障害者プラン」を見直すこととします。

2 基本的な考え方

基本理念

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり

人は皆、自分の役割や生きがいを実感したいという願いを持っています。障害のある人もない人も自分の役割や生きがいを実感しながら、社会の一員として共に充実した生活を送ることができるような地域社会づくりを進めます。

① 「共に生活できる地域社会をつくるために」

障害のある人もない人も社会の構成員の一人として尊重され、地域で共に支え合い生活できる社会を目指します。

② 「いきいきと生活するために」

障害があっても自らの能力を生かしながら、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

③ 「地域で安心して生活するために」

地域がもっている力を生かしながら、身近な地域で必要な時に適切な支援やサービスが利用できる環境づくりを進め、安心して生活できる社会を目指します。

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

なお、政府の「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」において検討が進められる障害者に係る制度の集中的な改革など、社会情勢等の変化に対応するため必要がある場合には、計画期間の途中で見直しを行います。

4 計画の位置づけ

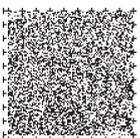
この計画は、障害者基本法第9条第2項に定める、宮城県における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」に掲げた障害福祉施策を総合的に推進するための計画です。

なお、「宮城県障害福祉計画」は、みやぎ障害者プランの施策の中で、特に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を計画的に提供するための計画であり、みやぎ障害者プランの実施計画的な位置づけとなります。

5 対象とする障害者の範囲

この計画は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、発達障害者支援法で規定する発達障害者や、いわゆる高次脳機能障害や難病により長期にわたり日常生活上の支障がある人も対象とします。

「障害」の表記のあり方については、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、「障害」の表記を見直すべきとの意見があり、国の「障がい者制度改革推進会議」等でも検討が進められていますが、平成22年12月17日に「障がい者制度改革推進会議」において取りまとめられた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」では、「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。」とされたことから、「みやぎ障害者プラン」では、法令で用いられている「障害」の表記を使用します。



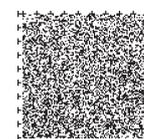
6 施策体系

第1章 共に生活できる地域社会をつくるために

第1節 相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育・地域交流の促進 ③ボランティア活動の振興
第2節 コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ①コミュニケーション支援 ②障害に応じた情報の提供
第3節 地域における生活の場や活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域における生活の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ①グループホーム・ケアホーム等の整備の促進 ②住まいの環境の整備 2 活動の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ①日中活動の場の確保 ②多様な学習機会の提供
第4節 バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 バリアフリーのまちづくりの総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ①バリアフリーのまちづくりの総合的推進 ②公益的施設等の整備 2 交通・移動手段対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①公共交通機関等の整備 ②道路交通環境の整備 ③移動手段の確保
第5節 権利擁護のための施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護の推進

第2章 いきいきと生活するために

第1節 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育推進のための教育環境整備 ②市町村における特別支援教育の総合的な推進 ③共に学ぶ教育に関する理解の促進 ④特別支援学校のセンター的機能の充実 ⑤特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備 ⑥キャリア教育の充実
第2節 雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 雇用・一般就労の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発活動の推進 ②障害者雇用率の向上 ③障害のある人の雇用・一般就労のための支援 2 福祉的就労の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発活動の推進 ②障害のある人の福祉的就労のための支援 ③工賃向上のための支援 3 雇用・就労のための能力開発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①職業能力開発の促進
第3節 スポーツ・レクリエーションや芸術文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ・レクリエーション活動の振興 <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション活動の振興 2 芸術文化活動の振興 <ul style="list-style-type: none"> ①芸術文化活動の振興



第3章 地域で安心して生活するために

第1節 ケアマネジメントと相談支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援の充実強化 ②利用者本位のサービスの提供 ③地域支援体制の整備
第2節 生活安定のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ①年金、手当等の充実 ②経済的負担の軽減 ③生活福祉資金の貸付け ④公費負担医療制度の充実
第3節 リハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①適切なリハビリテーションの供給
第4節 療育、介護・訓練等のサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①在宅の障害のある人への支援 ②家族・介護する人への支援 ③各種生活訓練等の充実 ④福祉用具の普及促進 2 施設支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①施設入所支援体制の充実 ②グループホーム等や日中活動事業所の体制の充実 ③拓桃医療療育センターの整備
第5節 保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害の予防・早期発見とケア体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健等の推進 ②精神疾患の予防と早期治療の推進 ③健康づくりの推進 ④障害のある人の健康診査体制の充実 ⑤難病対策の推進 ⑥保健活動の基礎整備 2 医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①医療等の充実 ②救急医療体制の整備
第6節 福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ①人材育成・確保に向けた環境整備 ②資質の向上
第7節 防犯・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①防犯対策の充実 2 防災対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時の支援体制 ②災害に強い施設の整備 ③災害発生時の対応 ④情報提供体制の整備

